

回 答

団体名 （ 障害者の自立と完全参加をめざす大阪連絡会議 ）

（要望項目）【教育・保育に関する要求項目】

1. 就学における本人・保護者の意向尊重、および就学指導について

障害児の就学にあたっては、地域で「ともに学び・ともに育つ」という原則に立ち、本人ならびに保護者の意向を最大限尊重した就学相談を実施するよう、また特に就学時に支援学級に在籍する場合「支援学級で学ぶ時間数を一定程度示す（以前より多くなると伝える等も含む）」など条件付けを行わないよう、府内各市町村教育委員会への指導助言を徹底すること。

また就学通知を対象年齢児全員に対して年内に発出することについて、実施自治体を増やすことを目途に、事例紹介その他様々な手段を使い、市町村教委に働きかけを進めること。

（回答）

- 府教育庁としましては、障がいのある児童生徒の社会参加・自立に向けた主体的な取組みを支援する観点から、すべての児童生徒が地域で「ともに学び、ともに育つ」ことを原則に、障がいのある児童生徒一人ひとりの状況に応じた教育が行われるようにすることが重要であると考えています。
- 特に、就学にあたっては、市町村教育委員会に対して、合理的配慮の観点を踏まえ幼児・児童・生徒の教育的ニーズの把握に努めるとともに、保護者からの意見を聴取し、就学に関する適切な説明及び情報提供を行うなど、本人及び保護者の意向を最大限尊重した取組みの充実を図るよう指導しています。
- 支援学級における指導時間数につきましては、まずは児童生徒一人ひとりの障がいの状況や心身の発達状況に応じた指導が適切に実施され、児童生徒一人ひとりの学びが保障されていることが重要であると考えます。
- これらを踏まえ、市町村教育委員会に対しては、支援学級在籍児童生徒の状況や特別の教育課程の編成状況等を把握し、必要に応じて所管する学校に対し、指導助言するよう周知しています。
- なお、就学通知など就学に関する事務手続きについては、関係法令に基づき、設置者である市町村教育委員会の定めるところにより行われるものと認識しています。
- 府教育庁としましては、引き続き、市町村教育委員会と関係部局、関係機関等が連携し、保護者が早い段階から就学相談に関する情報を知ることができるよう、早

期からの相談支援の充実について働きかけるとともに、市町村における就学相談ならびに就学事務手続きが本人・保護者の意向を最大限に尊重するという基本姿勢に立ち、適切に行われるよう、あらゆる機会を通じて市町村教育委員会に対して働きかけてまいります。

（回答部局課名）

教育庁 教育振興室 支援教育課

回 答

団体名 （ 障害者の自立と完全参加をめざす大阪連絡会議 ）

（要望項目）【教育・保育に関する要求項目】

2. 義務教育段階の支援等について（小中学校）

(2) 地域の学校で学ぶ児童生徒が、学校内で孤立することなく充実した学校生活を送るためには、通常学級・支援学級関係なく、すべての教職員がインクルーシブ教育（ともに学び・ともに育つ教育）を理解する必要がある。全教職員に対する研修を、計画的に進めること。

特に「障害の社会モデル」を理解する研修、また旧優生保護法下における強制不妊手術の最高裁判決を受け、昨年 12 月に出された「障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた行動計画」にあるよう、旧優生保護法の歴史的経緯等を学ぶ研修の実施を検討すること。

（回答）

- 教職員の障がいに対する理解や認識を深め、誰もが相互に人格と個性を尊重しあう「共生社会」の実現に向けて、毎年、府内小・中・高等学校教職員等を対象に障がい理解教育研修会を実施しております。その際、障がいへの理解や認識を深められる実践や授業における合理的配慮の取組み事例をまとめた「すべての子どもにとって『わかる・できる』授業づくり」について改めて周知しました。令和 7 年度以降も、引き続き教職員に対する研修を計画的に実施してまいります。
- 府教育センターでは、毎年小・中学校及び義務教育学校における新規採用教職員の研修及び高等学校 10 年経験者研修において、「障がいの社会モデル」を基に「合理的配慮」や「基礎的環境整備」の考え方や通常の学級における授業づくり・集団づくりに活かす内容を取り入れています。また、通級指導の担当教員に対して、通級指導教室で学ぶ子どもの理解や指導事例を通して、考えを深める研修を実施しています。
- 今後も、引き続き「ともに学び・ともに育つ教育」を推進できるよう、計画的に研修を実施してまいります。また、旧優生保護法に関する歴史的経緯やその影響についての理解を深めることは、共生社会の実現に向けた重要な視点であると認識しております。関係課と連携を図りながら、引き続き研修内容の充実に向けて、検討を重ねてまいります。

（回答部局課名）

教育庁 教育振興室 高等学校課
 教育庁 教育振興室 支援教育課
 教育庁 市町村教育室 小中学校課

回 答

団体名 （ 障害者の自立と完全参加をめざす大阪連絡会議 ）

（要望項目）【教育・保育に関する要求項目】

4. 肥大化が続く特別支援学校に関する課題について

- (1) 特別支援学校設置基準が国で定められて以降、知的障がい支援学校の新設や増設などが更に進んでいる。「ともに学ぶ教育」と逆行しないよう、特に「支援学校の新設」については、見直し・撤回を含めた具体的な検討を行うこと。

（回答）

- 大阪府においては、かねてより「ともに学び、ともに育つ」教育の推進を原則に、障がいのある児童生徒一人ひとりの状況に応じた教育が行われるよう取り組みを進めてきました。
- こうした中、在籍者数の増加により全国的に慢性的な教室不足が続いている特別支援学校の教育環境を改善する観点から、令和3年9月、文部科学省において「特別支援学校設置基準」として、学校を設置するために必要な最低限の基準が定められました。
- 既存の支援学校については、当分の間の経過措置が講じられているものの、基準を満たさない状況については、できるだけ早期に在籍する児童生徒等の教育環境を改善していく必要があることから、基準への適合に必要な新校整備等をはじめとする環境改善の取り組みを、今後も進めていきたいと考えております。

（回答部局課名）

教育庁 教育振興室 支援教育課

回 答

団体名 (障害者の自立と完全参加をめざす大阪連絡会議)

(要望項目)【教育・保育に関する要求項目】

4. 肥大化が続く特別支援学校に関する課題について

(2) 「特別支援学校のセンター的機能」による小中学校在籍者を増やす取り組みと実際の転籍者数を具体的に示すこと。

(回答)

- 府立支援学校のセンター的機能は、学校教育法第 74 条及び学習指導要領等に基づき、府立支援学校が地域における支援教育に係る中核的な機関としての役割を果たすとともに、自立活動の知見や支援教育における専門性を発揮し、小・中学校等の支援教育における取組みを支援するものです。
- その機能は、支援を要する幼児児童生徒の支援や小・中学校等が学校園全体で支援教育を推進し、誰もが安心して学ぶことのできる校内体制づくりの支援等です。
- 府教育庁においては、地域の小中学校等向けに「小中学校等を支援する府立支援学校センター的機能」のパンフレット等を活用し、具体的な支援例を示すことや、府立支援学校のセンター的機能のホームページを開設して情報発信を行うことでその役割等を広く周知しています。
- 引き続き、大阪府における「ともに学び、ともに育つ」教育を推進するため、地域の支援教育の充実に努めてまいります。

(回答部局課名)

教育庁 教育振興室 支援教育課

回 答

団体名 （ 障害者の自立と完全参加をめざす大阪連絡会議 ）

（要望項目）【教育・保育に関する要求項目】

5. 障害のある生徒の高校問題 入学以前について

- (1) 府立高等学校再編整備計画が示されているが、障害のある生徒が支援学校ではなく府立高校に進むことを念頭においた上で、次期計画を策定すべきである。3年間定員内の状態が続き改善の見込みがないという考え方でなく、通学範囲も限られる障害状況も踏まえ、学校配置等を中心に考え、公立高校の統廃合を行わないようにすること。

（回答）

- 府立高校の再編整備については、志願者数の推移や当該地域の将来の中学校卒業者数の推計に加え、教育課程や教育活動といった学校の特色、公共交通機関の整備状況や高校の設置状況といった地域の特性等を総合的に勘案した上で判断し、決定をしております。
- 今後とも、中学生の就学機会の確保を前提に、再編整備を進めてまいります。

（回答部局課名）

教育庁 教育振興室 高校改革課

回 答

団体名 （ 障害者の自立と完全参加をめざす大阪連絡会議 ）

（要望項目）【教育・保育に関する要求項目】

5. 障害のある生徒の高校問題 入学以前について

(2) 高校授業料の無償化が進み、障害のある生徒も他の生徒と同様に私立を希望するケースも増えてきている。進学相談時の不適切な対応や、入試の合理的配慮やそこに至る建設的対話が不十分であることは、障害者の権利侵害であることを認識し、私学への指導助言等を進めること

（回答）

- 私立学校においても、お示しのような障がい理由とする不当な差別的取り扱いはありません。と認識しています。
- 私学課としては、私立学校の校長が集まる校長会等で、合理的配慮の説明を行っており、障がいのある生徒が私立学校を受験する際には、必要な措置を講じるよう、私学団体を通じて私立学校に要請しているところです。
- 今後とも、私立学校への進学を希望する生徒が、障がいがあるという理由のみで、進学機会を失うことのないよう、必要な配慮等について私学団体を通じて私立学校に要請してまいります。

（回答部局課名）

教育庁 私学課

回 答

団体名 （ 障害者の自立と完全参加をめざす大阪連絡会議 ）

（要望項目）【教育・保育に関する要求項目】

6. 障害のある生徒の高校問題 入学後について

(1) 府立高校入学後、補助員・支援員等が、必要に応じ配置されるよう、予算を拡充すること。

支援員等の仕組みについては、障害福祉事業所との連携が可能なように、登録制度や単価等を見直し、現在行っている試行的な取り組みを、早急に制度化すること。

（回答）

○ 大阪府においては、平成 23 年度より、「障がいのある生徒の高校生活支援事業」を実施し、エキスパート支援員として、すべての府立高校にスクールカウンセラーを配置するとともに、配慮の必要な生徒が在籍する学校に、活動補助員や特定支援員を措置するなど、障がいのある生徒に対する支援の充実を図っています。

○ また、令和 7 年度より、新たな財源を確保したうえで、トイレ等の移乗介助の補助を行う特定支援員の単価を引き上げるなど、制度改善に努めております。

○ 今後とも、障がいのある生徒が入学した学校で安心して学校生活を送れるよう、一人ひとりの障がいの状況を踏まえ、必要な配慮を行う中で適切な支援ができるよう努めてまいります。

（回答部局課名）

教育庁 教育振興室 高校改革課

教育庁 教育振興室 高等学校課

回 答

団体名 （ 障害者の自立と完全参加をめざす大阪連絡会議 ）

（要望項目）【教育・保育に関する要求項目】

6. 障害のある生徒の高校問題 入学後について

(2) 医療的ケアが必要な生徒の入学に際し、看護師配置が早急に行えるような仕組み等を検討し、学校に通えない・授業に参加できない状況が起きないようにすること。

また、設備上の問題で、車いす等を利用する障害者が他の生徒と一緒に学べないことが起きないように、様々な合理的配慮を行うことを、学校に伝えること。

（回答）

○ 府教育庁としては、「障がいのある生徒の高校生活支援事業」において、医療的ケアの必要な生徒が在籍する学校に看護師を措置するなどの支援を行っております。

○ また、施設・設備等についても、スロープの設置をはじめ、トイレの改修や支援機器等の整備に努めているところです。

○ 引き続き、障がいのある生徒が安心して学校生活を送れるよう、一人ひとりの障がいの状況をふまえ、適切な支援の充実を図ってまいります。

（回答部局課名）

教育庁 教育振興室 高校改革課